

【第34条の4（住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準）】

(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)

第34条の4 住宅用防災報知設備の感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号。以下この章において「感知器等規格省令」という。）第2条第1号に規定するものをいう。以下この章において「感知器」という。）は、前条第1項各号に掲げる住宅の部分に設けなければならない。

2 感知器は、前条第2項及び第3項に定める位置に設けなければならない。この場合において、「定温式住宅用防災警報器」とあるのは、「次条第3項に規定する定温式スポット型感知器」と読み替えるものとする。

3 感知器は、次の表の左欄に掲げる住宅の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けなければならない。

住宅の部分	感知器の種別
前条第1項第1号から第4号まで並びに第5号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第9号に規定するものうち、感知器等規格省令第17条第2項で定める1種又は2種の試験に合格するものに限る。以下この表において同じ。）
前条第1項第5号アに掲げる住宅の部分	イオン化式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第8号に規定するものうち、感知器等規格省令第16条第2項で定める1種又は2種の試験に合格するものに限る。）又は光電式スポット型感知器
前条第1項第6号に掲げる住宅の部分	光電式スポット型感知器。ただし、光電式スポット型感知器が調理時に発生する煙、水蒸気等により誤つて火災の発生を感知するおそれがある場合にあつては、定温式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第5号に規定するものうち、感知器等規格省令第14条第2項第1号で定める特種の試験に合格するものであつて公称作動温度が60度又は65度のものに限る。）とすることができる。

4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対象機械器具等で令第37条第4号から第6号までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。

5 住宅用防災報知設備は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

(1) 受信機（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第19号）第2条第7号に規定するものをいう。以下この項において同じ。）は、操作に支障が生じず、かつ、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できる場所に設けること。

(2) 前条第1項各号に掲げる住宅の部分が存する階に受信機が設置されていない場合にあつては、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できるように、当該階に補助警報装置を設けること。

(3) 感知器と受信機との間の信号を配線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、当該配線の信号回路について容易に導通試験をすることができるように措置されていること。ただし、配線が感知器から外れた場合又は配線に断線があつた場合に受信機が自動的に警報を発するものにあつては、この限りでない。

(4) 感知器と受信機との間の信号を無線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあ

【第34条の4（住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準）】

つては、次によること。

ア 感知器と受信機との間において確実に信号を送信し、又は受信することができる位置に感知器及び受信機を設けること。

イ 受信機において信号を受信できることを確認するための措置を講じていること。

(5) 住宅用防災報知設備は、受信機その他の見やすい箇所に容易に消えないよう感知器の交換期限を明示すること。

(6) 前条第6項第1号、第5号及び第6号の規定は感知器について、同項第2号から第4号までの規定は住宅用防災報知設備について準用する。

※ 改正経過：追加〔平成17年条例第51号〕、一部改正〔平成25年条例第39号〕

【趣旨】

本条は、住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する基準について定めたものである。

【解説】

本条は、各項の解説のほか、第34条の2【解説】及び第34条の3【解説】を参照すること。

1 住宅用自動火災報知設備の感知器を設置する場所（第1項関係）

(1) 住宅用自動火災報知設備の感知器は、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（以下、本条【解説】において「感知器等規格省令」という。）第2条第1号に規定するものをいう（以下、本条【解説】において「感知器」という。）。

(2) 第1項は、「感知器は、第34条の2第1項各号に掲げる住宅の部分に設けなければならない。」とする規定であることから、第34条の2【解説】を参照すること。

2 住宅用自動火災報知設備の感知器の設置位置（第2項関係）

感知器は、第34条の2第2項及び第3項に定める位置に設けなければならないとする規定であることから、第34条の2【解説】を参照すること。このとき、「定温式住宅用防災警報器」を「定温式スポット型感知器」と読み替えるものとする。

3 設置する室に対応する住宅用自動火災報知設備の感知器の種類（第3項関係）

取り付ける住宅の部分及び感知器の種別は、下表のとおりである。感知器の種別については、第34条の2【解説】を参照すること。

住宅の部分	感知器の種別
寝室 階段	光電式スポット型感知器（煙式）
床面積7㎡以上である居室が5以上ある階の廊下	イオン化式（煙式）又は光電式（煙式）スポット型感知器
台所	光電式（煙式）又は定温式（熱式）スポット型感知器

4 住宅用自動火災報知設備の技術上の規格（第4項関係）

(1) 住宅用自動火災報知設備の感知器、中継器及び受信機は、法第21条の2第2項の技術上の規格に適合するものでなければならない。

(2) 住宅用自動火災報知設備の補助警報装置は、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令に定める技術上の規格に適合するものでなければならない。

(3) 規格に適合した住宅用火災警報器の認証表示には、「検定合格表示（検定マーク）」と「NSマーク（鑑定マーク）」がある。認証表示については、第34条の2【解説】を参照すること。

5 その他住宅用自動火災報知設備の設置及び維持（第5項関係）

住宅用自動火災報知設備は、1から4に定めるもののほか、以下に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。その際、本項の受信機は、受信機に係る技術上の規格を定める省令第

【第34条の4（住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準）】

2条第7号に規定するものであることから、当該省令の内容についても理解しておく必要がある。

- (1) 受信機は、操作に支障がなく、住宅内にいる者に対し、有効に火災の発生を知らせることができる場所に設けること。(第1号関係)
- (2) 第34条の2第1項各号に掲げる住宅の部分がある階に受信機が設置されていない場合は、当該階に補助警報装置を設置すること。(第2号関係)
- (3) 感知器と受信機を配線で接続する場合、配線の信号回路について容易に導通試験をすることができるよう措置されていること。ただし、配線が感知器から外れた場合や配線に断線があった場合に受信機が自動的に警報を発するものであれば、この限りでない。(第3号関係)
- (4) 感知器と受信機を配線で接続せず、無線で信号を送る場合は、確実に信号を送受信することができる位置に設けること。(第4号ア関係)
- (5) 受信機において信号を受信できることを確認するための措置を講ずること。(第4号イ関係)
- (6) 受信機その他見やすい箇所に、容易に消えないよう感知器の交換期限を明示すること。(第5号関係)
- (7) 第34条の3第6項第1号（電池の交換）、第5号及び第6号（本体交換）の規定は、住宅用自動火災報知設備の感知器について準用すること。
- (8) 第34条の3第6項第2号（電力の供給）、第3号（電源の供給）及び第4号（電気工作物関係法令の遵守）の規定は、住宅用自動火災報知設備について準用すること。(以上第6号関係)